（許可の更新）

第二十二条の三　第二号許可更新申請者は、第二十二条第一項各号に掲げる事項を記載した第二号許可更新申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

2　（略）

第二十二条の四・第二十二条の五　（略）

（準用規定）

第二十二条の六　第二条の二、第二条の三、第四条、第五条から第七条まで、第七条の四から第八条まで、第十二条、第十六条、第十七条及び第十九条から第十九条の二の二までの規定は、法第二十一条第一項の許可及び旅客不定期航路事業について準用する。この場合において、第十六条中「一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」とあるのは「旅客不定期航路事業譲渡譲受認可申請書」と、第十九条中「相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書」とあるのは「相続人旅客不定期航路事業継続認可申請書」と読み替えるものとする。

第二十二条の七　（略）

第二款　一般不定期航路事業

第一目　内航一般不定期航路事業

（内航一般不定期航路事業の登録申請）

第二十三条　法第二十二条第一項の規定により内航一般不定期航路事業の登録を受けようとする者（以下この条において「内航一般不定期航路事業登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した内航一般不定期航路事業登録申請書を主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　内航一般不定期航路事業登録申請者が法人である場合は、その役員の氏名

三　航路の起点、寄港地及び終点（航路図をもつて明示すること。）又は航行する水域（水域図をもつて明示すること。）

四　当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号

五　当該事業の用に供する係留施設の名称及び位置

六　密接関係法人（法第二十二条第二項において準用する法第十九条の七第二項第五号に規定する密接関係法人をいう。）の名称及び住所並びにその代表者の氏名

七　使用船舶の明細（第一号様式による。）その他開始しようとする事業の概要

八　当該事業の用に供する水域施設（泊地等をいう。）、陸上施設（乗降施設等をいう。）その他の輸送施設（使用船舶を除く。）の名称及び位置

九　事業開始の年月日

十　特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする内航一般不定期航路事業を営もうとする場合にあつては、運送の需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲

2　前項の内航一般不定期航路事業登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　内航一般不定期航路事業登録申請者が法第二十二条第二項において準用する法第十九条の九第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　内航一般不定期航路事業登録申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

（許可の更新）

第二十三条の四の三　第二号許可更新申請者は、第二十三条の四第一項各号に掲げる事項を記載した第二号許可更新申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

2　（略）

第二十三条の四の四・第二十三条の四の五　（略）

（準用規定）

第二十三条の五　第二条の二、第二条の三、第四条、第五条から第八条まで、第十二条（第一項第四号ロを除く。）、第十六条、第十七条及び第十九条から第十九条の二の二までの規定は、法第二十一条第一項の許可、旅客不定期航路事業及び旅客不定期航路事業者が作成する旅客名簿について準用する。この場合において、同号イ中「ロ及びハ」とあるのは「ハ」と、第十六条中「一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」とあるのは「旅客不定期航路事業譲渡譲受認可申請書」と、第十九条中「相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書」とあるのは「相続人旅客不定期航路事業継続認可申請書」と読み替えるものとする。

第二十三条の六　（略）

第二款　外航不定期航路事業

（新設）

（新設）